お知らせ

2020年3月19日東北電力株式会社

「女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画」の修正について

当社は、原子力災害対策特別措置法*1(以下、「原災法」という。)に基づき、 宮城県知事、女川町長および石巻市長との協議を経て、「女川原子力発電所原子力 事業者防災業務計画」を修正し、本日、内閣総理大臣および原子力規制委員会に 届出いたしました。

原子力事業者防災業務計画(以下、「防災業務計画」という。)は、原災法に基づき、原子力災害の発生および拡大を防止するために必要な業務を定め、業務が的確かつ円滑に行われることを目的に、原子力事業者が原子力事業所ごとに定めているものです。

具体的には、原子力防災組織の設置・運営、防災資機材の整備、緊急時の通報連絡 および応急措置の実施、防災要員の派遣、中長期対策の実施、他の原子力事業者へ の協力等について定めております。

また、防災業務計画は、毎年、計画に検討を加え、必要がある場合は、関係自治体と協議*2のうえ修正し、内閣総理大臣および原子力規制委員会へ届け出ることが義務付けられております。

今回は、2020年4月の送配電部門の分社化に伴う本店対策要員の非常招集に係る連絡経路の見直しや、女川原子力発電所で原子力災害が発生した場合における、同発電所を支援する拠点の追加などについて、記載の修正を行ったものです。

主な修正点は、以下のとおりです。

- 原子力災害が発生した場合に、東北電力ネットワーク株式会社と一体になって 対応することを明記するとともに、本店対策本部に東北電力ネットワーク株式 会社の要員を非常招集する際の連絡経路などを追記した。
- 女川原子力発電所において原子力災害が発生した場合の支援拠点について、 新たに「研究開発センター(宮城県仙台市青葉区)」を追加し、防災業務計画に 反映した。

なお、防災業務計画につきましては、当社原子力情報コーナー(本店、女川原子力 PRセンターおよび女川原子力発電所地域総合事務所)にて公開することとしており ます。

当社は、今後とも、原子力防災体制の整備に万全を期してまいります。

※1 原子力災害対策特別措置法

原子力災害の予防に関する原子力事業者の義務等、原子力緊急事態宣言の発出 及び原子力災害対策本部の設置等並びに緊急事態応急対策の実施その他原子力 災害に関する事項について特別の措置を定めることにより、原子力災害に対する 対策の強化を図るため制定された法律。

※2 関係自治体と協議

原災法に基づき、発電所立地自治体である宮城県、女川町および石巻市と協議 しており、関係周辺自治体(登米市、東松島市、涌谷町、美里町および南三陸町) の意見は、宮城県を通じて確認している。

(参考)「女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画」の構成と主な内容